

平成24年10月5日

審査請求書

射水市
市長 夏野 元志殿

請求代表者

住所

氏名



電話

小杉町長等政治倫理条例施行規則第4条の規定に基づき、関係資料を添えて審査請求をします。

記

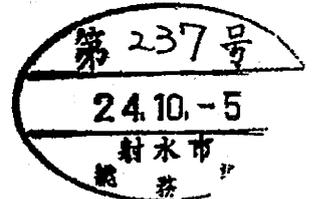
1. 審査事項

- (1) 射水市長 夏野元志
- (2) 水戸田保育園整備建設工事を、市長の親族が経営する射水建設興業（株）が請負った。これは5市町村合併後も暫定施行されている小杉町長等政治倫理条例に抵触する。

2. 審査請求理由

- (1) 水戸田保育園は、市の保育園民営化政策により、平成24年度から社会福祉法人大門福祉会が運営している。今年度、大門福祉会には、市から水戸田保育園の運営補助金として8,600万円が交付されている。

大門福祉会と言うまでもなく、旧大門町が特別養護老人ホーム「こぶし園」を建設・運営するために作られた法人であり、特別養護老人ホーム建設用地5,000坪と当面の経費として1,500万円を大門町が出損をしている。いわば、町の税金を原資としてできた法人である。



(2) 水戸田保育園整備建設工事

- ①事業名 子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）による
特別対策事業
- ② 事業内容 保育所緊急整備事業
- ③ 事業実施主体 射水市
- ④ 施設設置主体 大門福祉会
- ⑤ 事業予算 355,850,000円
- 収入内訳
- | | |
|------|--------------------------|
| 補助金 | 204,627,000円 |
| 借入金 | 80,000,000円（実質的には市が返済する） |
| 自己資金 | 71,223,000円 |

(3) 子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）

- ①平成21年3月5日、文部科学省初等中学教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から、都道府県知事に対して「子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）の運営について」という通知がされている。
この要領に、「安心こども基金」による特別対策事業いわゆる保育所の施設整備事業の実施主体は市町村であることを条件としている。
- ②従って、水戸田保育園整備建設工事の実施主体は射水市である。大門福祉法人は施設の設置主体に過ぎないのである。従って、本工事は市の公共工事に準じるものである。また、子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）の助成条件の中には、「事業を行うために、締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない」と明示してある。

(4) 水戸田保育園整備建設工事を射水建設興業（株）が請負契約をしたことは小杉町長等政治倫理条例第3条第1項第1号・第3号・第5号・及び第7号に抵触する。

第1号に、市長は市民全体の代表者として品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

第3号には、小杉町又は町が資本金の2分の1以上を出資している法人が、締結する売買、賃貸、請負その他の契約及び当該契約に係る下請契約に関し特定の個人又は企業その他の団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

第5号には、地方自治法第142条に規定する趣旨を尊重し、他人名義による請負をするなどの兼業行為をしないこととある。

この号の該当理由は、小杉町長等政治倫理条例の暫定施行を決めた合併協議会で、旧大門町の議会決議「大門町議会議員の公共事業等の請負契約対象除外に関する決議」も実質的には、旧小杉町の倫理条例に含めることが確認されている。旧大門町議会決議において、地方自治法92条の2（議員の関連私企業からの隔離規定）についての解釈として、議員の2親等以内の血縁の経営する企業は下請け業者とならないこととされた。

よってここにいう「他人名義による請負をするなどの兼業行為」には、市長の2親等以内の血族が経営する企業が下請け業者になることも含むと解釈すべきである。

また7号には、政治不信を招くことがないように、その品位と名誉を損なう行為を慎むことと規定している。

(5) 水戸田保育園整備建設工事を請負った射水建設興業(株)は、会長が市長の父・社長が市長の母であり、正にここで言う市長の2親等以内の血族が経営する企業である。

因って、射水建設興業(株)が「市の公共事業」を請負ったという「事実」だけで、「小杉町長等政治倫理条例」に抵触するに必要十分な条件である。

以上